



三重県公報

令和2年4月7日 (火)

第 95 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
47	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
告 示			
224	保健師助産師看護師法の規定による指定試験機関の指定	(医療介護人材課)	2
225	介護保険法の規定による介護老人福祉施設の指定	(長寿介護課)	2
公 告			
	土地改良区の設立認可	(農地調整課)	3
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	3
	同件	(同)	3
	同件	(同)	3
	同件	(同)	3
	同件	(同)	3
	同件	(同)	3
	同件	(同)	3
	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	3
	同件	(同)	4
	基本測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	4
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5

規 則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年四月七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第四十七号

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（令和二年三重県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（地位の承継） 第二十六条（略） 2（略） 3 土砂条例第二十五条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一（略） 一 第十一条第三項第一号から第五号まで及び第 <u>二十三号</u> に掲げる書類 二（略）	（地位の承継） 第二十六条（略） 2（略） 3 土砂条例第二十五条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一（略） 一 第十一条第三項第一号から第五号まで及び第 <u>二十二号</u> に掲げる書類 二（略）

様式第十四号中「三重県土砂等埋立て等の規制に関する条例」を「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 224 号

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 27 条第 1 項の規定により、次のとおり指定試験機関を指定しました。

令和 2 年 4 月 7 日

三重県知事 鈴木英敬

指定試験機関の名称	所在地	試験事務開始年月日	指定年月日
一般財団法人 日本准看護師推進センター	東京都文京区本駒込二丁目 28 番 16 号 日本医師会館 2 階	令和 2 年 4 月 1 日	令和 2 年 3 月 31 日

三重県告示第 225 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

令和 2 年 4 月 7 日

三重県知事 鈴木英敬

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日	入 所 定 員
2470400991	ユニット型特別養護老人ホーム 安全の里	亀山市住山町字大掛 590 番地 1	社会福祉法人安全福祉会	亀山市住山町字大掛 590 番地 1	令和 2 年 4 月 1 日	30